

令和元年12月26日

# 教育委員会第12回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第12回定例会記録

◇開会年月日 令和元年12月26日（木曜日）

午後 4時00分開会

午後 4時50分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	川 田 知 宏 君	学 校 安 全 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	安 倍 秀 一 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	石 川 儀 幸 君
北 上 公 民 館 長	青 山 裕 一 郎 君	図 書 館 長	武 山 雄 子 君
副 参 事 (学 区 再 編 担 当)	遠 藤 敏 明 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長	星 憲 君	教 育 総 務 課 幹 事	熱 海 照 郎 君
教 育 総 務 課 長 補 佐	三 浦 麻 里 子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市総合運動公園の冬季における供用時間延長の試行実施について

報告事項

報告第10号 専決処分の報告について

専決第17号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

専決第18号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

専決第19号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第20号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例

専決第21号 石巻市立こども園条例の一部を改正する条例

専決第22号 指定管理者の指定について

(石巻市複合文化施設)

専決第23号 指定管理者の指定について

(石巻市総合運動公園)

専決第24号 指定管理者の指定について

(石巻市かなんパークゴルフ場)

専決第25号 令和元年度石巻市一般会計補正予算(第5号)

(教育委員会の事務に係る部分)

その他

午後 4時00分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和元年第12回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、阿部委員にお願いいたします。  
よろしくお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分の報告が9件及びその他となっております。  
それでは、一般事務報告に入ります。  
始めに、私から報告申し上げます。  
12月に入り各学校ではインフルエンザが大流行となりまして、学年、学級閉鎖などの対応をとった学校は、先週の20日現在で小学校が11校、中学校が3校となっております。なお一層、予防対策を強化するよう指示しております。  
23日に第2学期の終業式が行われ、1月7日までの冬季休業に入っております。  
それでは、石巻市議会第4回定例会における内容について報告いたします。  
始めに、市議会第4回定例会は12月5日から始まり20日に閉会いたしました。一般会計補正予算及び条例の一部改正、指定管理者の指定等につきましては、この後の報告事項で行いますので、私からは環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話しいたします。  
始めに、環境教育委員会では、主な質疑内容ですが、補正予算、幼稚園費で河北幼稚園のいたずらによる遊具破損事故における防犯対策について質疑があり、現在、防犯カメラは設置されておらず、今後、人感センサー付きのライトや防犯カメラの効果的な設置等を検討している旨、答弁しました。また、犯罪の抑止力としての防犯カメラの早期設置について質疑があり、幼稚園内の複数箇所に設置を検討して対処していきたい旨、答弁しております。  
次に、社会教育費遊楽館管理費で、当該施設の雨漏り対策工事のスケジュールについて質疑

があり、この補正予算で年度内に実施設計を行い、工事内容を精査した上で来年6月議会に工事費の補正予算を計上し、来年9月頃には工事を終えたい旨、答弁しております。

次に、複合文化施設整備事業費で、雨漏り対策について質疑があり、基本設計及び実施設計では雨漏り対策を重視し、トップライトの位置変更や屋根の角度から雨水が短時間で排水されるよう対策を行っている旨、答弁しております。

また、事業費の減額理由について質疑があり、委託料には現在、展示工事の監理業務が含まれているが、設計業者で工事施工の履行管理が十分できることが確認できたため新たな業務が必要なくなったこと、また、工事請負費で今年、来年度の2か年で工事を行うが、今年は外部での製作が主であり、来年度から現地への設置となったことから、予算を減額し来年度予算に移すことになった旨、答弁しております。

また、10年目を迎える追悼式典を当該施設で実施する考えについて質疑があり、追悼式典間に合うように工事を進めている旨、答弁しております。

以上が環境教育委員会での主な答弁内容でした。

その後、委員会で原案を可決し、20日の本会議でも条例改正及び補正予算案が可決されております。

次に、16日から5日間行われました一般質問には、21人から、教育関係は10人でありました。

主な内容をお話しします。

大川小学校最高裁判決に伴う市長及び教育長の対応、市民に与える影響については4人の議員から質問がありました。

旧ハリストス正教会堂の今後の整備計画と活用方法について、小・中学校保護者へのメール送信について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業の取組と今後の見通しについて、学校防災教育の進め方と地域防災連絡会の取組について、学校給食費の公会計化について、教育環境についてとして、ゲーム依存症、プログラミング教育と環境教育、学力向上における2学期制や縦割り授業の導入について、それと複合文化施設の開館行事について、スポーツ振興についてなどであります。

なお、この後の専決の報告でもありますが、総務企画委員会所管でありました条例改正、市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例については総務企画委員会で反対4票、賛成3票で否決されましたが、20日の本会議での議決では賛成15票、反対14票で可決されております。

以上で報告を終わります。

これについて御質問等ありましたらお願いします。

(「ありません」との声あり)

---

### 石巻市総合運動公園の冬季における供用時間延長の試行実施について

○教育長（境 直彦君） なければ、次の石巻市総合運動公園の冬季における供用時間延長の試行実施についての報告を体育振興課長からお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（石川儀幸君） それでは、石巻市総合運動公園の冬季における供用時間延長の試行実施について御説明いたします。

通し番号2の1ページを御覧願います。

始めに、②の背景と目的であります。石巻市総合運動公園内の石巻市民球場のフットサルコート、フットボールフィールド、テニスコートの冬季（12月～3月）における供用時間につきましては午前7時から午後6時までとなっておりますが、夏季（4月～11月）と同様に午後9時までの延長要望があったことから、利用団体にアンケート調査を実施しましたところ、時間延長を希望する回答が多く寄せられました。また、周辺町内会を対象に本件に係る説明会を開催しましたところ、反対意見はなかったことから、冬季の夜間におけるスポーツ環境を整備しようとするものでございます。

次に、③の根拠法令等と④の経過につきましては御覧のとおりでございます。

次に、⑤の主な内容であります。表の下線部分のとおり、冬季における石巻市民球場等の供用時間を現行の午後6時までから午後9時までに試行的に延長するものであります。ただし、日曜日及び休日につきましては、夏季においても夜間利用が少ないことから時間延長は行わず現行どおりとするものでございます。

次に、⑥の影響・効果であります。夏季に定期利用をしている団体が1年を通じて定期利用することが可能となるものであります。

なお、正式に実施するかどうかにつきましては、今年度の利用実績を踏まえた上で判断したいと思っております。

財政負担としましては、警備委託の仕様変更により現計予算内で対応可能となっております。

次に、⑦の他自治体の例は御覧のとおりでございます。

⑧の今後の予定でございますが、今月1日から供用時間の延長を既に試行実施しております。

今後、利用実績を踏まえて規則改正について検討していく予定でございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対しまして御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

---

## 報告第10号 専決処分の報告について

### 専決第17号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

○教育長（境 直彦君） なければ、次の報告事項に入ります。

報告第10号 専決処分の報告についての専決第17号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例について、教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第17号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例について御報告申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

なお、本条例案につきましては、石巻市議会第4回定例会において可決されております。

本条例は、市長、副市長及び教育長の給与の減額について定めるものでございます。

それでは、条文について御説明申し上げますので、表紙番号1の4ページを御覧願います。

大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定に伴う損害賠償金及び遅延損害金については、宮城県がその全額を立替え払いし、その後、毎年度、本市から宮城県に対し償還を行うこととし、令和元年10月20日、令和元年石巻市議会第1回臨時会におきまして債務負担行為補正について議決されたところでありますが、市民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけした責任として、6か月間、市長の給料を50%、副市長及び教育長の給料を30%減額するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を令和2年1月1日とするものであります。

第2項は、本条例の失効を令和2年6月30日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対しまして御質疑等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかはございませんか。

---

#### 報告第10号 専決処分の報告について

#### 専決第18号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

○教育長（境 直彦君） なければ次に、報告第10号 専決処分の報告についての専決第18号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

学区再編担当副参事からお願いいたします。

学区再編担当副参事。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第18号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第4回定例会において可決されております。

本条例につきましては、令和2年4月に北上にっこり地区拠点内に移転新築を予定している北上小学校の位置を変更するものであります。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の5ページ、あわせて表紙番号3、条例新旧対照表の1ページを御覧願います。

始めに、第3条は小学校の名称及び位置について規定したものでありますが、北上小学校の位置を石巻市北上町長尾字松崎1番地から石巻市北上町十三浜字小田93番地4に改めるものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はありませんか。

（「ありません」との声あり）



---

報告第10号 専決処分の報告について

専決第19号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第20号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例

○教育長（境 直彦君） なければ次に、報告第10号 専決処分の報告についての専決第19号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例並びに専決第20号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して報告を受けたいと思います。

北上公民館長から説明をお願いいたします。

北上公民館長。

○北上公民館長（青山裕一郎君） それでは、報告第10号 専決処分の報告について、専決第19号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例並びに専決第20号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例を一括して御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、東日本大震災で被災した北上総合支所と北上公民館、図書館北上分館の複合施設を北上にっこり拠点地区に新築・移転工事が進められており、令和2年4月より供用を開始することから、北上公民館、図書館北上分館の位置及び北上公民館の使用料を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の6ページから7ページ、あわせて表紙番号3の条例新旧対照表2ページから6ページを御覧願います。

始めに、専決第19号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例中、第3条の名称及び位置を規定している表中、北上公民館の位置について、「石巻市北上町十三浜字月浜88番地2」を「石巻市北上町十三浜字小田93番地4」に改めるものです。

次に、別表第1の4、北上公民館使用料の表並びに備考欄の全部を改正するものです。

次に、附則であります。附則第1項は本条例の施行期日を令和2年4月13日とするものであります。

次に、専決第20号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例中、第2条の分館等の位置を規定している表中、図書館北上分館の位置について、「石巻市北上町十三浜字月浜88番地2」を

「石巻市北上町十三浜字小田93番地4」に改めるものです。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

---

## 報告第10号 専決処分の報告について

### 専決第21号 石巻市立こども園条例の一部を改正する条例

○教育長（境 直彦君） なければ次に、報告第10号 専決処分の報告についての専決第21号 石巻市立こども園条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第21号 石巻市立こども園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本条例につきましては石巻市議会第4回定例会において可決されております。

本条例につきましては、北上にっこり拠点地区内に東日本大震災により被害を受けた橋浦保育所を幼保連携型認定こども園として整備し、令和2年4月から石巻市立北上こども園が開設する予定でありますことから関係条例を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の8ページ、あわせて表紙番号3、条例新旧対照表の7ページを御覧願います。

第3条は、こども園の名称、位置、類型及び定員を規定したものでありますが、石巻市立北上こども園について表に追加するものであります。

次に、第5条第3号は、こども園の入園資格について規定したものでありますが、条文を整理し別表第1としてこども園ごとに規定するものであります。

次に、第9条第1項は、こども園の開園時間について規定したものでありますが、この条文から開園時間を削り、別表第2としてこども園ごとに規定するものであります。

次に、附則でございます。

附則第1項は、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

次に、附則第2項は、経過措置を規定するものであります。

次に、附則第3項は、本条例の施行に伴い、石巻市立橋浦保育所を廃止するものであり、石巻市保育所条例別表第1の石巻市立橋浦保育所の項を削除するものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質疑等はございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 8ページの別表第1には、湊こども園が満1歳以上満3歳未満と示していますが、北上こども園が満3歳未満ということは、0歳児でも受け入れるということによろしいでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） そのとおりでございます。

○委員（今井多貴子君） わかりました。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） あともう一点、別表第2について、土曜日の開園時間が湊こども園は7時30分から午後6時30分までで、北上こども園は7時30分から午後0時30分までとなっているのは、これは利用者のニーズの違いが出ているということによろしいでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） そのとおりでございます。子ども保育課が土曜日の保育の実績について調べたものがございまして、（両保育所とも開所は午前のみであり）午前中の実績は橋浦保育所では平成30年度は1世帯1児童、令和元年度は3世帯5児童の利用であり、相川保育所では利用実績はなかったということを勘案した結果、北上こども園の土曜日の午後の保育は、これまでの橋浦保育所、相川保育所と同様に行わないこととしたというところでございます。

以上でございます。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

---

報告第10号 専決処分の報告について

専決第22号 指定管理者の指定について

(石巻市複合文化施設)

○教育長(境 直彦君) それでは、なければ報告第10号 専決処分の報告についての専決第22号 指定管理者の指定について(石巻市複合文化施設)についての報告を受けたいと思います。

複合文化施設開設準備室長から説明をお願いいたします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長(千葉正喜君) それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第22号 指定管理者の指定について(石巻市複合文化施設)につきまして御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

なお、本案につきましては石巻市議会第4回定例会において可決されております。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の10ページを御覧願います。

施設の名称は、石巻市複合文化施設でございます。

所在は、石巻市開成1番地8です。

指定する法人又は団体につきましては、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団でございます。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

(「なし」との声あり)

---

報告第10号 専決処分の報告について

専決第23号 指定管理者の指定について

(石巻市総合運動公園)

○教育長（境 直彦君） なければ次に、報告第10号 専決処分の報告についての専決第23号 指定管理者の指定について（石巻市総合運動公園）についての報告を受けたいと思います。  
体育振興課長から説明をお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（石川儀幸君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第23号 指定管理者の指定について（石巻市総合運動公園）につきまして御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

なお、本案につきましては石巻市議会第4回定例会において可決されております。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の11ページを御覧願います。

施設の名称は石巻市総合運動公園であり、所在地は石巻市南境字新小堤18番地であります。

指定する法人又は団体は特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会であり、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

---

#### 報告第10号 専決処分の報告について

#### 専決第24号 指定管理者の指定について

（石巻市かなんパークゴルフ場）

○教育長（境 直彦君） なければ次に、報告第10号 専決処分の報告についての専決第24号 指定管理者の指定について（石巻市かなんパークゴルフ場）についての報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（安倍秀一君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専

第24号 指定管理者の指定について（石巻市かなんパークゴルフ場）につきまして御報告申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

なお、本案につきましては石巻市議会第4回定例会において可決されております。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の12ページを御覧願います。

施設の名称は、石巻市かなんパークゴルフ場でございます。

所在地は、石巻市北村字太田沢9番地の2。

指定する法人又は団体につきましては、有限会社ふれあいパークでございます。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質疑等はございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 3つの団体の指定管理者の役員選出というのには教育委員会は関係せず、その団体等で在任期間などを一切決めているということによろしいですか。役員の任期は何年ずつあるものなのですか。

○教育長（境 直彦君） スポーツ協会及び財団、様々でございますが、役員の任期は教育委員会とは関係なく、その団体で決めているのですかという質問です。

体育振興課長。

○体育振興課長（石川儀幸君） 石巻市スポーツ協会につきましては、2年ごとの役員改選という形になっておりまして、特に教育委員会が関わるということはなく、団体の方で決めています。

○教育長（境 直彦君） 現在は。

○体育振興課長（石川儀幸君） 現在、昨年度の総会の際に改選しましたので、来年度また改選の予定でございます。

○教育長（境 直彦君） 財団法人について。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） 教育委員会は、特に関わっていないと思います。

○教育長（境 直彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安倍秀一君） 有限会社ふれあいパークでございますけれども、同じように教育委員会で関わってはいません。

○教育長（境 直彦君） パークゴルフの方も有限会社です。

○委員（今井多貴子君） 大体2年ごとに。

○教育長（境 直彦君） 何年かまでは把握していない。会社だからそんなに頻繁には変わらない。

○委員（今井多貴子君） スポーツ協会は2年ごとなのですね。

○教育長（境 直彦君） 事務局長。

○事務局長（及川伸一君） 文化振興財団ということではありますが、財団には理事として私が入っておりますので、理事会や役員会には参加させていただいているところでございます。

○教育長（境 直彦君） そのほかはございませんか、よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

#### 報告第10号 専決処分の報告について

#### 専決第25号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第5号）

#### （教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） なければ次に、報告第10号 専決処分の報告についての専決第25号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第25号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、本補正予算につきましては石巻市議会第4回定例会において可決されております。

それでは、別冊の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の枠から、歳入歳出それぞれ1億7,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億7,927万7,000円とするものでございます。

まず、歳出から主な項目について御説明申し上げますので、12ページを御覧願います。

10款5項1目幼稚園費に4,653万7,000円を計上しておりますが、これは私立幼稚園保育料の改定等に伴い利用給付費を増額措置するものでございます。

次に、14ページ、11目遊楽館費に920万円を計上しておりますが、これは遊楽館の屋根の改修に係る設計費を措置したものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費で9,120万円を、16ページ、11款3項2目社会教育施設災害復旧費で1億3,653万7,000円を減額しておりますが、これらは複合文化施設に係る事業工程の変更に伴う減額及び予算整理を行うものでございます。

次に、継続費について御説明申し上げますので18ページを御覧願います。

上段の複合文化施設整備事業及び下段の複合文化施設災害復旧事業につきましては、請負業者との協議の結果、継続費総額及び年割額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、20ページを御覧願います。

児童生徒検診業務及び自動体外式除細動器借上料（学校施設）につきましては、令和2年度当初から直ちに各業務を実施するため、また、かなんパークゴルフ場管理運営業務ほか2件につきましては、令和2年度以降の各施設の指定管理実施のため、それぞれ債務負担行為を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

14款2項8目教育費国庫補助金で2,326万9,000円を計上しておりますが、これは私立幼稚園への給付費の増額に伴う国の交付金を措置したものでございます。

次に6ページ、17款1項3目災害復旧費寄附金で16万6,000円を計上しておりますが、これは東日本大震災に伴い学校教育等に関して寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に8ページ、18款1項6目震災復興基金繰入金で160万7,000円を、12目（仮称）市民文化ホール建設基金繰入金で6,059万3,000円を、10ページ、21款1項8目教育債で2,900万円を減額しておりますが、これらは歳出で御説明申し上げました複合文化施設整備事業の予算整理の結果、それぞれ減額するものでございます。

以上で報告を終わります。



○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

---

### その他

○教育長（境 直彦君） それでは、報告事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 昨日の新聞とおとといのニュースで、わいせつ行為で処分された教員数が過去最悪となったという話がありましたが、前々から言っているのですが、保護者としては一番気になる場所です。採用の時点で何とかならないものかと思っているのですが、それは国や県が行うことなのであれですけれども、ただ、情報共有、情報交換のようなことを市町村単位であったり県単位で行われているのかどうか。

現状のシステムでは再雇用を全くできなくするということが不可能なのかもしれませんが、そういう行為のあった先生の情報交換のようなことが行われているのかどうかということをお教えください。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） 今お話にありましたとおり、先日の報道で、全国でわいせつ、セクハラ事案ということで、300件近くあがったのを記憶しております。そういう教員につきましては、まず県で処分があった者につきましては教育事務所を通してそれぞれの市教委のほうに通達がございます、それをもとに小・中学校のほうに、こういう事例があったので職員会議等で指導するよということをお話しているところです。

また、今年度は交通事故職員の件数が極端に少なかったのですが、12月に入って若干増えてきており、長期休業前ということもありましたので、先日、市教育委員会から長期休業前に4点ほど確実に指導してほしいということで、飲酒運転の根絶であったり、あるいは交通事故の防止であったり、公務外における非違行為の防止、特に今、委員さんがお話しになった児童・生徒等の私的なメールの厳禁という部分、わいせつ行為等については始まりがSNS等を使ったものからということですので、これについては、学校長から確実にしないよということをお指導するようお願いしております。非常時や緊急時などやむを得ないときに限っては、学校長の許可を得てすることはできるよということになっておりますので、確実に、絶対確認して

くださいと長期休業前をお願いしているところです。

人事関係につきましては、講師等も含めて情報交換などを事務所を通して行っているところですが、ただ、講師も少ないというのが現状であるところです。

○委員（杉山昌行君） わかりました。

○教育長（境 直彦君） 付け加えると、任用するのは県の教育委員会なのですが懲戒処分の基準を設けていますので、わいせつ行為などは、即懲戒免職処分に相当するということになります。免職になってしまうと教員免許状も返納しなくてははいけません。二度と、ある一定の期間をちゃんと過ごさない限りは免許を取得するということではできなくなりますので、極端に言うところ、宮城県の教員としては、もう二度と立てないというようなことです。

○委員（杉山昌行君） 他県に出れば大丈夫ということですか。

○教育長（境 直彦君） もう一度取り直せばまた別なのでしょうけれども。そうすると今度は経歴詐称などいろいろなこともかかわってくるわけです。過去の懲戒処分も書かなくてははいけませんので、それを伏せてやるということになるとまた別な問題が発生してきます。そういうところでの制度にかかわってくる。各都道府県、政令市がやること。

○委員（杉山昌行君） わかりました。ありがとうございました。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） これもまた問題になってきているのですが、学年によっては子供の体力が過去最低であるということで、体力低下の一つの要因として、遠距離通学でバスなどの通学が増えているために、歩く距離が極端に減っているのではないかとということが懸念されていたと思います。確かに今、バス通学ではなくとも親の車での送迎が多く、歩いている子供たちは余り見られない。市街地や学校が近い人たちはまた別ですけれども、旧町地区は極端で、ほぼ歩いている子供はなく送迎しているということです。それに対する対処については、送迎するとも言えない昨今の事情がありますので、例えば学校内で走るのではなく、冬場であれば縄跳びで何級、何級というのがありますけれども、それは一過性のものですので、365日学校内で取り組める何かを各学校で練ってほしいと。歩くという作業の時間をどこかに。

私が自分で考えたのは、休み時間の一部などに、子供たちの空き時間を利用して、万歩計を持たせて一日何歩歩いたかというのを子供たちで探ったり何かしたり、また、働き方改革にもあるのだろうけれども、教師が子供たちとかかわって体力を付けるために、一緒に校庭内を歩いたりして、体力の低下を防げないかと思ったのです。

中学生が多いかと思いますが、少し太り気味の子供たちも多く、目立ってきていると心配していました。何か取組を今後考えていただけたらと思ったので、これはお願いにもなります。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） 12月23日付けでスポーツ庁から全国体力テストの結果が公表になりました。新聞報道では、宮城県の小学男子は28位ということで過去最高と出ておりました。本市における今年度の数値についてはまだ県のほうから届いていないところですが、昨年度から体力テストにつきましては改善傾向にあります。小学校の男女、それから中学校の男子についてはほぼ全国と同じような数値に回復しております。

お話にあったとおり、大震災以降、全体的な通学の運動量ということでは不足しているのが現状です。ただ、これにつきましては各学校でいろいろ工夫を行っておりまして、その成果が本市の体力テスト結果の回復につながっているのかと。今お話があった縄跳びはもちろんですが、リズムダンスであったり、小学校での2時間目と3時間目の休み時間の間に全校で体育、運動に取り組むとか、市としてこれをしましょうということはしていないのですけれども、それぞれ学校の実態に応じて取り組んでおります。

今の時期ですと、宮城県でWeb縄跳びという取組を行っておりまして、全員で縄を跳んで、3分間で何回かというのをネットを通じて取り組んでおりまして、確か石巻市でもベスト3に入る学校が出たりしており、それぞれの工夫で行っているところでしたので、さらに工夫をしてほしいと思っているところです。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） 学区再編のところで、今、安全確保のためにスクールバスを走らせているのは湊小学校、国道398号線沿いの工事があって、湊小学校と湊中学校はバスをまだ走らせています。それから万石浦学区についてはまだ安全確保のため祝田の方で走らせています。

近年、先ほど委員がおっしゃったように不審者対応の部分があるので、なかなか歩いていなくて、小学校4キロ、中学校6キロという一つの線はあるのですが、それ以内でもスクールバスを出してほしいという要望があります。しかし全て今のところは断っている状態で、その線は崩さないことで私たちの方では対応していると。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） そのほかはございませんか。委員方から、よろしいでしょうか。

では、各課長方からございませんか。よろしいですか。

では、ないようでしたら、次回の定例会の日程について、事務局からお願いします。

○事務局（星 憲君） 次回1月の定例会につきましては、1月30日木曜日、午後1時30分から開催する予定です。

場所につきましては、市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 4時50分閉会

---

教 育 長 境 直 彦  
署 名 委 員 阿 部 邦 英